

監査公表第 18 号(平成 29 年 11 月 10 日、県公報第 3941 号登載)

人づくり・県民生活部、保健医療介護部及び福祉労働部出先機関定期監査結果に基づく措置通知(平成 28 年度)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第9項の規定により報告した人づくり・県民生活部、保健医療介護部及び福祉労働部出先機関定期監査結果の報告(平成29年3月28日28監総第509号-2)に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年11月10日

福岡県監査委員

同

同

同

山下 芳郎

行正 晴實

岩崎 勇

井上 忠敏

福岡県監査委員 山下芳郎 殿
 同 伊藤龍峰 殿
 同 行正晴實 殿
 同 岩元一儀 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成29年3月28日28監総第509号-2の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

| 対象機関名 | 監査の結果 | 講じた措置の内容 |
|---------------------------|--------------------------------------|---|
| 保健医療介護部 宗像・遠賀保健福祉環境事務所 | 郵便切手の管理が、適正に行われていなかった。 | 分庁舎における郵便切手管理を適正に行うため、払出の際は副所長が整理簿への記載、払出を同時に行い、受領者がその内容を確認することを徹底した。 また、本庁舎の出納員が毎月整理簿と郵便切手残高の照合を徹底し、郵便切手の厳格な管理に努める。 |
| 保健医療介護部 田川保健福祉事務所 | 生活保護費において、住宅扶助の入力を誤ったため、支給過大となっていた。 | 入力誤りによる過払い金については、法第63条により返還処理を行った。 また、住宅扶助について、認定しているすべての被保護世帯について改めて点検を行うとともに再発防止に向けてシステム入力方法の見直しを行った。 |
| 保健医療介護部 京築保健福祉環境事務所 | 生活保護費において、最低生活費の算定を誤ったため、支給過大となっていた。 | 算定誤りによる過払い金については、法第63条により返還処理を行った。 今後は認定変更予定表に新たな確認項目を加え、係長、課長段階での確認の徹底と誤認定防止に努める。 |

注意事項

| 対象部局名 | 監査の結果 | 講じた措置の内容 |
|---------|--|--|
| 保健医療介護部 | <p>生活保護費返還金において、徴収努力により一定の収入実績はあるものの、収入未済額が前年度に比べて、増加している。</p> | <p>収入未済の解消については、債権回収員や担当ケースワーカーとも連携し、より一層の文書、電話、訪問による督促、納入指導を行い債権回収に努める。</p> |
| | <p>物品の処分において、委託料として支出すべきところをその他役務費として支出していた。</p> | <p>支出科目が不明確なものは会計課への確認を徹底し、再発防止に努める。</p> |
| | <p>工事の契約において、暴力団排除条項の内容が、改正された「暴力団排除強化に係る内容」となっていなかった。</p> | <p>今後、暴力団排除に関する通知は職員へ周知徹底するとともに、起案時に会計事務チェックリストを添付し、決裁ルート職員が該当項目の点検を行うことで再発防止に努める。</p> |
| | <p>物品の処分において、産業廃棄物収集運搬・処理の許可を有する業者と契約せず、かつ、法に基づく契約書も取り交わしていなかった。</p> | <p>今後は、物品の廃棄にあたっては、決裁ルート職員が関係法令にそった内容となっているか確認するとともに、環境部署にも合議し適正な処理に努める。 なお、廃棄を依頼した業者が機器を適正に処理したことを確認している。</p> |
| | <p>生活保護費において、高等学校就学費の認定を誤ったため、支給過不足となっていた。</p> | <p>支給過不足については、所要の措置を講じた。今後は、チェック項目を追加した点検表を活用し、担当、係長、課長がチェックし誤認定防止に努める。</p> |
| | <p>生活保護費において、生活扶助及び住宅扶助の認定を誤ったため、支給過大となっていた。</p> | <p>過払い金は法 63 条により返還処理を行うとともに遡及認定の措置を講じた。 今後は点検表を活用し担当、係長、課長がチェックし誤認定防止に努める。</p> |

| | | |
|---------|---|--|
| 保健医療介護部 | <p>生活保護費において、教材代の入力を誤ったため、支給過大となっていた。</p> | <p>過払い金は法 63 条による返還処理を行った。</p> <p>新規開始・増員の際に使用している点検表の項目欄に誤認定を注意喚起する文言を追加し、点検の更なる徹底により、誤認定防止に努める。</p> |
| | <p>生活保護費において、学習支援費の入力を誤ったため、支給不足となっていた。</p> | <p>認定誤りによる支給不足については、全額遡及支給の措置を講じた。今後は学習支援対象者名簿を作成し担当、係長、課長が支給の確認を行うことで誤認定防止を図る。</p> |
| | <p>生活保護費において、住宅扶助の認定を誤ったため、支給不足となっていた。</p> | <p>ケース診断会議を開催し、「平成 28 年 4 月 8 日 28 保援第 98 号保護・援護課長通知」により遡及支給しないこととした。</p> <p>今後は、台帳の整理方法や確認の手続きを改善し、変更のまれや遅延の防止に努める。</p> |
| | <p>生活保護費において、生業扶助の入力を誤ったため、支給過大となっていた。</p> | <p>認定誤りによる過払い金については遡及変更により分割収入充当処理をした。</p> <p>今後は、高校就学費認定の点検表の活用を徹底することにより誤認定防止に努める。</p> |

29福総第112号
平成29年5月29日

福岡県監査委員 山下芳郎 殿
同 伊藤龍峰 殿
同 行正晴實 殿
同 岩元一儀 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成29年3月28日28監総第509号-2の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

| 対象部局名 | 監査の結果 | 講じた措置の内容 |
|-------|---|--|
| 福祉労働部 | 工事の契約において、暴力団排除条項の内容が、改正された「暴力団排除強化に係る内容」となっていなかった。 | 改めて全契約について、チェックを行った。会計事務チェックシートの項目に「暴力団排除条項は最新のものになっているか」を加え、再発防止を図る。 |
| | 物品の処分において、産業廃棄物収集運搬・処理の許可を有する業者と契約せず、かつ、法に基づく契約書も取り交わしていなかった。 | 全職員に対する関係法令等の熟知に努めるとともに、物品の処分を伴う契約に関しては「物品購入確認表」により複数職員でチェックを行うことで再発防止を図る。 |